

○砥部町地域部活動検討委員会設置要綱

令和5年3月27日

砥部町教育委員会告示第9号

改正 砥部町教育委員会告示第15号

改正 砥部町教育委員会告示第14号

(設置)

第1条 砥部町立中学校における部活動の段階的な地域展開について検討するため、砥部町地域部活動検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 部活動の現状と課題に関すること。
- (2) 生徒及び教職員への調査に関すること。
- (3) 教職員の負担軽減に関すること。
- (4) 部活動の地域展開に係る仕組みづくりに関すること。
- (5) 地域展開後の運営体制に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、地域展開に関し必要なこと。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、砥部町教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 学校関係者
- (3) P T A関係者
- (4) スポーツ団体関係者
- (5) スポーツ推進委員
- (6) 文化団体関係者
- (7) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から翌年の3月31日までとする。

2 委員に欠員が生じたときは、新たに委員を委嘱することができる。ただし、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任することができる。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長1人及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第7条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

4 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(部会)

第8条 第2条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ部会を置くことができる。

2 部会の組織、運営その他必要な事項は委員長が別に定める。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、学校教育課において処理する。

(委任)

第10条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年7月3日告示第15号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和7年5月28日告示第14号）

この告示は、公表の日から施行する。